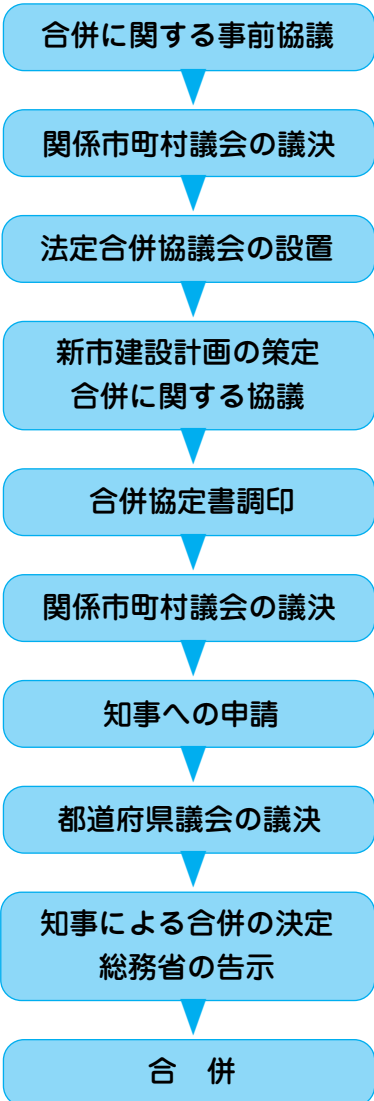


第2回

今後の予定・手続き等

市町村合併に関する一般的な流れ



市町村合併に関する一般的な流れは左図のとおりです。

園部町・八木町・日吉町・美山町においては、現在、法定合併協議会を設置し、新市建設計画の策定や合併に関する協議を進めているところです。

そして、これらの協議が整った後、合併協定書に調印をし、合併について各町の議会の議決を経て、都道府県知事に申請をすることとなります。

なお、これらの過程において、例えば、合併に関する協議が整わない場合や各町議会等での議決がされない場合は、合併をしないこととなります。

◎合併の期限について

合併についての期限はありません。ただし、国の手厚い財政支援等のある、現在の合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の適用を受けようとする場合は、16年度中の合併が条件となっています。（ただし、平成17年3月31日までに知事に申請し、18年3月31日までに合併した場合も合併特例法の適用が受けられるよう、現在、改正案が国会にて審議中です。（H16.4.28現在）

園部町・八木町・日吉町・美山町 合併協議会（予定）

6月8日（火）13時半～
八木町中央公民館
傍聴予定30人

第2回総務・企画・議会小委員会	5月17日（月）13時半～	園部町中央公民館	傍聴予定	20人
第2回住民・福祉・保健衛生・環境・教育小委員会	5月13日（木）9時半～	園部国際交流会館	傍聴予定	20人
第2回建設・産業・上下水道小委員会	5月17日（月）13時半～	園部町中央公民館	傍聴予定	30人
第2回新市建設計画策定小委員会	5月13日（木）13時半～	園部国際交流会館	傍聴予定	20人

会議の公開

協議会及び小委員会は、原則として傍聴することができます。傍聴を希望される方は、受付に備えてある傍聴人名簿に住所・氏名を記入し、事務局の案内に従って傍聴席にお入りください。

なお、傍聴希望者が会場定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決めることとなります。

資料の閲覧

協議会での配布資料については、協議会及び委員会当日に、傍聴人に対する閲覧用資料として一部準備します。また、各町役場においても、協議会及び小委員会の開催日の翌日から、閲覧・コピー（有料）することができます。なお、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしています。（次ページ参照）